

# 山口県報

平成27年  
11月20日  
(金曜日)

目 次

○選管告示

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治解散等に係る政治団体の収支に関する報告書の要旨



## 山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

## 山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により解散等に係る政治団体から提出された収支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成  
二十七年十一月二十日発行

発行  
行所

山口県知事  
山口県